平成２７年（フ）第３５号
千葉県成田市中台１丁目１番地１　３棟403号
債務者　小松　恵子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４４号
千葉県印西市高花４丁目２番地６棟201号
債務者　手嶋　光成
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第７号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津新196、住民票上の住所石川県金沢市久安１丁目490番地
債務者　神谷　龍信
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第２１８号
埼玉県朝霞市三原４丁目13番62号　コスモ志木103号
債務者　古谷　義貴
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
埼玉県和光市下新倉３丁目３番１号　ソフィア和光205、旧住所埼玉県川口市芝３丁目15番10号　川口第２寮
債務者　阿部　唯奈
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８６号
埼玉県春日部市中央１丁目47番地３　錦荘202号室、住民票上の住所埼玉県越谷市大字大林437番地３
債務者　根本　　寛
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
新潟県長岡市東新町２丁目１番３号
債務者　渡辺　儀信
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
群馬県高崎市井野町365番地10
債務者　岡　　裕子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２２号
岐阜県恵那市大井町2326番地５
債務者　小板　義範
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２７号
岐阜県多治見市月見町１丁目43番地の４
債務者　神谷由美子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第６７号
静岡県御殿場市御殿場283番地　鎌野住宅Ｂ
債務者　原田　正憲
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
大阪府富田林市清水町３番13―308号
債務者　岡本　国治
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
堺市南区原山台１丁５番１―606号
債務者　吉田　光廣
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
堺市中区深井水池町3468番地　ガーデンハイムＣ棟201号
債務者　中尾　好美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
群馬県館林市日向町976番地の８
債務者　安生美絵子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第５５号
静岡県富士市東柏原新田145番地の１メールワン東建301号、前住所静岡県駿東郡清水町伏見592番地の２グレース伏見Ａ601号
債務者　宮沢　純子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６３号
静岡県富士市岩本581番地の31　市営住宅岩本山団地南棟405号
債務者　影島　正子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
静岡地方裁判所富士支部